

大原医療秘書福祉保育専門学校横浜校学則

大原医療秘書福祉保育専門学校横浜校

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本校は、教育基本法、学校教育法及び児童福祉法並びに社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、医療・保育・福祉並びにこれらのビジネスに関する教育を施し、人格の陶冶を行い、もって有為な医療・保育・福祉・関連産業従事者を育成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本校は、大原医療秘書福祉保育専門学校横浜校という。

(位 置)

第3条 本校の位置を横浜市神奈川区桐畑3番地7に置く。

(自己点検、評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2. 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程及び学科、修業年限、休業日等

(課程及び学科、収容定員、修業年限等)

第5条 本校の課程及び学科、収容定員、修業年限等は、次のとおりとする。

課 程 名	学 科 名	昼夜 の別	修業 年限	学級数	入学定 員	収容定員	始 業 及 び 終 業 時 刻 (授業日：曜日)
						4月生	
商業実務 専門課程	医療事務学科	昼	2年	2	40名	80名	午前9時30分から 午後5時00分まで (月曜日から金曜日)
教育社会福祉 専門課程	介護福祉学科	昼	2年	2	40名	80名	
	こども保育学科	昼	2年	2	40名	80名	
	保育専攻学科	昼	1年	1	20名	20名	

2. 学生は、前項に規定する各学科の修業年限の2倍を超えて、在籍することができない。

(学年及び学期)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2. 本校の学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

3. 前項に規定する学期のうち授業を行う期間については、前半期と後半期に分けることができるものとする。

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (3) 夏季休業
 - (4) 冬季休業
 - (5) 春季休業
2. 前項第3号から第5号に規定する休業期間は、校長が別に定める。
 3. 校長が必要であると認める場合は、特別の休業日を定めることができる。
 4. 校長が必要であると認める場合は、休業日であっても授業（実習を含む）を行う日とすることができる。
 5. 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(教育課程及び授業時数)

第8条 本校の教育課程及び授業時数等は別表第1のとおりである。

2. 別表第1に定める授業時数の1単位時間は45分とする。

(教職員組織)

第9条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
 - (2) 教員 商業実務専門課程3名以上、教育社会福祉専門課程11名以上
 - (3) 事務職員 1名以上
2. 校長は、校務を掌り、所属職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学、卒業等

(入学資格)

第10条 本校に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者。
- (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。
- (3) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者。
- (4) 文部科学大臣の指定した者。
- (5) 文部科学大臣の行う大学入学資格検定または高等学校卒業程度認定試験に合格した者。
- (6) 修業年限が3年の専修学校の高等課程を修了した者。
- (7) 本校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者。

(入学時期)

第11条 本校の入学時期は、毎年4月とする。

(入学許可)

第12条 入学を希望する者には、選考を行い校長がこれを許可する。

(出願手続)

第13条 入学を希望する者は、本校の定める入学願書その他の書類に、検定料を添えて願い出なければならない。

(入学手続)

第14条 入学を許可された者は、許可のあった日から14日以内に入学の手続をしなければならない。

(出席停止)

第15条 学生が感染症にかかり又はそのおそれがあるとき、その他必要があると認めるときはその学生に対し出席の停止を命ずることがある。

(休 学)

第16条 学生が病気その他やむを得ない理由により15日以上出席することができないときは、所定の書類にその理由を明記し、医師の診断書等を添えて願い出て許可を受けなければならない。

2. 休学の期間は1年以内とする。

(復 学)

第17条 前条の規定により休学中の学生が復学しようとするときは、所定の書類にその事情を明記し、医師の診断書等を添え願い出て許可を受けなければならない。

(退 学)

第18条 学生が退学しようとする時は、所定の書類にその事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(除 籍)

第19条 校長は、次の各号の一に該当する者については、これを除籍する。

- (1) 第5条第2項に規定する在籍期間を超えた者。
- (2) 第16条第2項に規定する休学期間を超えた者。
- (3) 学費の納付を怠り、督促を受けてなおこれを納入しない者。
- (4) 退学願の返送がない者。

(転科・転学)

第20条 学生が他の学科等への転科を希望する場合には、在籍校の校長に願い出て許可を得なければならない。

2. 転科、転学については、校長の許可するところによりこれを認める。

3. 他の学科等に転科した者の履修時間、履修単位については、元の学科の全部または一部を校長の許可するところにより引き継ぐことができる。

(再入学・編入学)

第21条 次の各号の一に該当する者で、本校に入学を希望する者があるときは、選考のうえ、校長は相当年次に入学を許可することができる。

(1) 専門学校を卒業し、または退学した者で編入学を希望した者。

(2) 第18条の規定により、本校の一学科を退学した者で、本校に再入学を希望した者。

2. 編入学または再入学した者の在学年数及び単位数については、元の学校の在学年数、単位数の全部または一部を校長の許可するところにより算入することができる。

(進 級)

第22条 進級の認定は、各学科の各学年において定める授業時間の履修および単位の修得を行い、かつ出席状況等の学習姿勢も考慮のうえ、進級判定委員会にて審査を行う。

(卒 業)

第23条 卒業の認定は、第5条に規定する修業年限以上在学して、下記に定める授業時数以上履修し、かつ下記に定めるところにより授業時数および単位数の修得をし、卒業審査に合格した者について、最終学年の終わりに校長が行う。

(1) 医療事務学科は1, 860時間(62単位)

(2) 介護福祉学科は2, 074時間(68単位)

(3) こども保育学科は1, 710時間(72単位)

(4) 保育専攻学科は930時間(31単位)

2. 前項において、卒業を認められる者のうち、商業実務専門課程医療事務学科、教育社会福祉専門課程介護福祉学科およびこども保育学科を修了した者について、医療事務学科については文部科学大臣が認める専門士(商業実務専門課程)、介護福祉学科およびこども保育学科については専門士(教育社会福祉専門課程)の称号を授与する。

3. 卒業が認定された者には、卒業証書を授与する。

(資格の取得)

第24条 保育士資格を取得しようとする者は、児童福祉法及び児童福祉法施行規則に定める所定の単位を修得するとともに、本学の定める科目を合計1, 710時間(72単位)以上修得しなければならない。

第5章 授業の履修、単位、学業成績等

(授 業)

第25条 授業は、講義・演習・実習もしくは実技のいずれかにより、またはこれらの併用で行うものとする。

2. 複数の課程、学科、クラスで同一授業科目または同一内容の授業を行う場合、授業等に支障を来たさない限り、合同授業または合併授業を行うことがある。

ただし、介護福祉学科の領域「介護」に係る合併授業は行わない。

3. 授業科目の履修において、第23条の規定を満たさない者には補講授業を行うことがある。なお、補講授業は授業科目の未出席授業を行い、授業科目の出席時間とすることができる。

(単 位)

第26条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習にあつては、15時間から30時間をもって1単位とする。

(2) 実習・実技にあつては、30時間から45時間をもって1単位とする。

(試験等)

第27条 学業成績は、授業科目ごとに行う定期試験のほか、授業科目により中間試験や授業内に行う効果測定、課題の提出等により評価する。なお、本校において必要と認めたときは、追試験または再試験を行うことがある。追試験は事故等やむを得ない理由により試験等を受験しなかった者に対し行う。再試験は試験等受験の結果、不合格となった者に対して実施する。

2. 各授業科目の成績評価方法については別に定める。

(学業成績)

第28条 学業成績の判定は、秀、優、良、可、不可の5種をもってこれを表す。秀は90点以上、優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は60点未満とし、秀、優、良、可を合格、不可は不合格とする。

2. 授業科目の成績は、前項の5種で表すとともに、それぞれの評価に対して、別に定める基準によりGP (Grade-Point) を与える。

(単位の授与)

第29条 授業科目を履修し、各科目の成績を判定のうえ、秀、優、良、可を取得した学生には所定の単位を与える。

2. こども保育学科及び介護福祉学科の履修については、次に掲げる3項目に基づき単位を与える。

(1) 授業科目ごとの出席率が基準を満たしている者

授業科目ごとの出席時間数が履修時間数の3分の2に満たない者、及び保育実習または介護実習の出席時間数が履修時間数の5分の4に満たない者は、履修の認定を行わないこととする。

(2) 授業科目ごとの学業成績で合格を修めた者

(3) 実習先施設で実習要件を満たしたと評価された者

(既取得単位等の認定)

第30条 本学入学以前に、大学又は短期大学、介護福祉士養成施設等を卒業した者については、各大学、養成施設等において修得した単位又は履修科目について、教育上有益と認められるときは、校長の許可のもと、本学において修得した単位又は履修科目として認定することができる。

2. その他、既取得単位等の認定に関する規則については別に定める。

(他の大学・専修学校等における授業科目の履修)

第31条 教育上有益と認めるときは、校長の認めるところにより、他の大学・専修学校等における授業科目の履修を、本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 前項により本校専門課程における授業科目の履修とみなすことができる単位数は、転学等の場合を除き、本校専門課程の修了に必要な単位数の2分の1を超えないものとする。

(注意文書)

第32条 欠席、遅刻、早退（以下、欠席等）が多く授業履修に支障をきたす恐れがある者に対しては、注意文書をもって指導を行う。

2. 注意文書による指導はその欠席等の日数により、段階的に訓告、戒告とする。

第6章 賞 罰

(ほう賞)

第33条 成績優秀にして他の模範となる者は、これをほう賞することがある。

(懲 戒)

第34条 学生が本校の規則、命令に背きもしくは本校の秩序を乱し、または学生としての本分に反する行為があった場合には、校長はこれを懲戒することができる。

2. 前項に規定する懲戒の種類は、訓告、戒告、停学および退学とする。
3. 前項に規定する退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
 - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者。
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者。
 - (5) 故意に学校の諸設備を破損、損傷させた者。なお、この者は諸設備の復元義務を負わなければならない。
4. 本条第2項に規定する停学に係る期間は、出席時間数には算入しない。

第7章 学生納付金

(学生納付金)

第35条 本校の学生納付金は、次のとおりとする。

納付区分	課程名	学 科	昼 (年額)	夜 (年額)
授 業 料	商業実務専門課程 教育社会福祉専門課程	医療事務学科	680,000円	—
		介護福祉学科	680,000円	—
		こども保育学科	680,000円	—
		保育専攻学科	680,000円	—
入 学 金	商業実務専門課程 教育社会福祉専門課程	医療事務学科	200,000円	—
		介護福祉学科	200,000円	—
		こども保育学科	200,000円	—
		保育専攻学科	200,000円	—
入学検定料	商業実務専門課程 教育社会福祉専門課程	医療事務学科	20,000円	—
		介護福祉学科	20,000円	—
		こども保育学科	20,000円	—
教 材 費	商業実務専門課程 教育社会福祉専門課程	医療事務学科	80,000円	—
		介護福祉学科	80,000円	—
		こども保育学科	80,000円	—
		保育専攻学科	80,000円	—
維 持 費	商業実務専門課程 教育社会福祉専門課程	医療事務学科	120,000円	—
		介護福祉学科	200,000円	—
		こども保育学科	120,000円	—
		保育専攻学科	120,000円	—
実 習 費	商業実務専門課程 教育社会福祉専門課程	医療事務学科	200,000円	—
		介護福祉学科	200,000円	—
		こども保育学科	200,000円	—
		保育専攻学科	200,000円	—

2. 前項までに規定する納付金は、年度の更新に伴い改定することができる。

(納 入)

第36条 在籍中の学生の授業料は、出席の有無にかかわらず所定の期日までに納入しなければならない。

2. 入学金は、入学許可のあった日から所定の期日までに納入しなければならない。
3. 納入済の授業料その他の納付金は、原則としてこれを返還しない。ただし、入学手続き完了から入学年度の始期の前日までに、入学辞退を希望する場合は、本校所定の学費返還手続きにより納入金額から入学金を除いた額を返還する。

(特待生)

第37条 本校に在籍する学生のなかで特に成績優秀、品行方正にして本校生の模範になると判断される者、または本校入学時において、その入学しようとする者が特に成績優秀で他の入学生の模範になると判断される者に対しては、校長はその一定期間における学費の全額またはその一部を免除することがある。

第8章 附帯事業

(附帯事業)

第38条 本校の附帯事業は、次のとおりとする。

附帯事業の種類	昼夜の別	収容定員	修業年限 (期間)	週授業 時 間
介護福祉士実務者研修	土日	32名	3ヶ月～ 6ヶ月	9時間
介護福祉士筆記試験対策	土日	40名	3ヶ月	6時間
ケアマネジャー	土日	40名	4ヶ月	6時間
社会福祉士受験対策講座	土日	40名	6ヶ月	6時間
医療事務	夜・土日	40名	1ヶ月～ 5ヶ月	6時間
保育科	土日	40名	4ヶ月	8時間

2. 附帯事業の入学金、授業料、その他必要な事項は別に定める。

第9章 科目等履修生

(科目等履修生)

第39条 短期大学、大学等の他の高等教育機関との協議により、当該大学等の学生が本校において授業科目の一部を履修する場合、科目履修生として受け入れ履修を認めることができる。
ただし、介護福祉学科の領域「介護」に係る科目履修生の受入は行わない。

2. 科目履修生の単位授与等については、別途校長が定めるものとする。

第10章 雑 則

(健康診断)

第40条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(細 則)

第41条 この学則の施行に関し、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成19年4月1日から施行する。
2. この学則の実施についての必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成20年4月1日から施行する。
(ただし、専門士の変更は平成20年3月1日からとし、第5条福祉学科廃止に伴う収容定員変更及び第22条学生納付金の施行は平成21年4月1日からとする。)
2. この学則の実施についての必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成21年4月1日から施行する。
(ただし、専門士の変更は平成21年3月1日からとする。)
2. この学則の実施についての必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成22年4月1日から施行する。
2. この学則の実施についての必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成23年4月1日から施行する。
2. この学則の実施についての必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、令和3年4月1日から施行する。
(ただし、令和2年4月入学生は従前の学則による。)

附 則

1. この学則は、令和5年4月1日から施行する。
(ただし、学生納付金については、令和6年4月1日から施行する。)
1. この学則は、令和6年4月1日から施行する。

別表第 1

教育課程及び授業時数

科目名	課程名		商 業 実 務 専 門 課 程			
	学科名 (学年)		医 療 事 務 学 科 (1 学年)			
	授業時数		年 間		週 間	
	単位数	必選の別	授業時数	必選の別	授業時数	
医療請求事務基礎Ⅰ	2	必	60	必	2	
医療請求事務基礎Ⅱ	1	必	30	必	1	
医療請求事務基礎演習	2	必	60	必	1	
医療請求事務応用Ⅰ	2	必	60	必	2	
医療請求事務応用Ⅱ	1	必	30	必	1	
医療請求事務応用演習	1	必	30	必	1	
医療秘書実務基礎Ⅰ	2	必	60	必	2	
医療秘書実務基礎Ⅱ	1	必	30	必	1	
医療秘書実務基礎演習	1	必	30	必	1	
医療秘書実践Ⅰ	1	必	30	必	1	
医療秘書実践Ⅱ	2	必	60	必	2	
医療秘書実践Ⅲ	1	必	30	必	1	
手話演習	1	必	30	必	1	
一般教養Ⅰ	1	必	30	必	1	
キャリアデザインⅠ	1	必	30	必	1	
医療キャリアデザインⅠ	1	必	30	必	1	
医療キャリアデザインⅡ	1	必	30	必	1	
医療秘書実務応用Ⅰ	1	必	30	必	1	
医療秘書実務応用Ⅱ	1	必	30	必	1	
医療秘書実務応用演習	1	必	30	必	1	
診療報酬基礎	1	選 1	30	選 1	1	
診療報酬応用Ⅰ	2		60		2	
診療報酬応用Ⅱ	2		60		2	
診療報酬演習	2		60		2	
患者接遇論Ⅰ	1	選 2	30	選 2	1	
病院実習Ⅰ	2	選 3	60	選 3	2	
病院研究	1	選 4	30	選 4	1	
ビジネス文書作成	1		30		1	
患者接遇論概論	1	選 5	30	選 5	1	
病院実習Ⅱ	2		60		2	

別表第 1

教育課程及び授業時数

科目名	課程名		商 業 実 務 専 門 課 程			
	学科名（学年）		医 療 事 務 学 科（1 学年）			
	授業時数		年 間		週 間	
	単位数	必選の別	授業時数	必選の別	授業時数	
ビジネス教養Ⅰ	1	選 6	30	選 6	1	
医療キャリアデザインⅢ	2		60		2	
医薬品知識	1	選 7	30	選 7	1	
調剤報酬請求事務	2		60		2	
調剤報酬請求事務演習	1		30		1	
医師事務作業補助Ⅰ	1	選 8	30	選 8	1	
医師事務作業補助Ⅱ	2		60		2	
医師事務作業補助演習	1		30		1	
一般教養Ⅱ	1	選 9	30	選 9	1	
必須科目単位数及び授業時間数	25単位	—	750時間	—	24	
選択必須科目単位数及び授業時間数	6単位以上	—	180時間以上	—	6以上	
総単位数及び総授業時間数	31単位以上	—	930時間以上	—	30以上	

必は必修科目、選は選択科目をあらわす。

選択科目は以下の①～⑩の組み合わせから、いずれか1つを選択すること。

選9は任意選択とする。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
選 1				選 2					
				選 3			選 4		
選 5	選 6	選 6		選 6	選 6		選 6	選 6	
		選 7	選 8		選 7	選 8		選 7	選 8

教育課程及び授業時数

科目名	課程名		商業実務専門課程			
	学科名（学年）		医療事務学科（2学年）			
	授業時数		年間		週間	
	単位数		必選の別	授業時数	必選の別	授業時数
医療秘書実践Ⅳ	2	必		60	必	2
医療秘書実践Ⅴ	2	必		60	必	2
医療ビジネスマナーⅠ	2	必		60	必	2
キャリアデザインⅡ	1	必		30	必	1
キャリアデザインⅢ	1	必		30	必	1
ビジネス教養Ⅱ	1	必		30	必	1
接遇論マナー実践	2	必		60	必	2
病院実習Ⅲ	2	必		60	必	2
病院実習Ⅳ	2	必		60	必	2
請求事務実践Ⅰ	1	必		30	必	1
医療キャリアデザインⅣ	1	選1		30	選1	1
簿記入門Ⅰ	1	選2		30	選2	1
3級商業簿記基礎	3			90		3
3級簿記総合	4			120		4
医療キャリアデザインⅥ	1	選3		30	選3	1
こころとからだのしくみと生活支援	2	選4		60	選4	2
ケア計画基礎論	2			60		2
E x c e l 基礎	2	選5		60	選5	2
E x c e l 応用	1			30		1
医療キャリアデザインⅧ	2	選6		60	選6	2
ビジネスマナー	2	選7		60	選7	2
医療ビジネスマナーⅡ	1			30		1
請求事務実践Ⅱ	1			30		1
社会保険基礎論	1			30		1
医学知識	1			30		1
パソコン実習Ⅰ	1			30		1
病院実習Ⅴ	2	選8		60	選8	2
病院実習Ⅵ	2			60		2
病院実習Ⅶ	1			30		1
病院実習Ⅷ	2			60		2
医療ボランティア実践Ⅰ	1	選9		30	選9	1
医療ボランティア実践Ⅱ	2			60		1
医療ボランティア概論	1	選10		30	選10	1
必須科目単位数及び授業時間数		16単位	—	480時間	—	16
選択必須科目単位数及び授業時間数		11単位以上	—	330時間以上	—	11以上
総単位数及び総授業時間数		27単位以上	—	810時間以上	—	27以上
卒業に必要な総単位数及び総授業時間数		62単位以上	—	1860時間以上	—	—

必は必修科目、選は選択科目をあらわす。

選択科目は以下の①～⑧の組み合わせから、いずれか1つを選択すること。

選9は1学年で⑤または⑧を選択した場合の選択必修科目とする。

選10は任意選択とする。

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
選 1						選 2	
選 3				選 4			
選 5		選 6					
選 7	選 8	選 7	選 8	選 7	選 8	選 7	選 8

教育課程及び授業時数

領域	課程名		教育社会福祉専門課程			
	学科名（学年）		介護福祉学科（1学年）			
	授業時数		年間		週間	
	科目名	単位数	必選の別	授業時数	必選の別	授業時数
人間と社会	人間の理解Ⅰ	1	必	30	必	1
	人間の理解Ⅱ	2	必	60	必	1
	社会の理解	2	必	60	必	2
	人間と社会特論Ⅰ	1	選	30	選	1
介護	介護の基本Ⅰ	1	必	30	必	1
	介護の基本Ⅱ	1	必	30	必	1
	介護の基本Ⅲ	1	必	30	必	1
	介護の基本Ⅳ	1	必	30	必	1
	介護の基本Ⅴ	1	必	30	必	1
	介護の基本Ⅵ	1	必	30	必	1
	コミュニケーション技術Ⅰ	1	必	30	必	1
	生活支援技術の基本	2	必	60	必	1
	日常生活介護Ⅰ	1	必	30	必	1
	日常生活介護Ⅱ	1	必	30	必	1
	日常生活介護Ⅳ	1	必	30	必	1
	介護過程Ⅰ	1	必	30	必	1
	介護総合演習Ⅰ	2	必	40	必	1
	介護総合演習Ⅱ	2	必	40	必	1
	介護実習Ⅰ	3	必	120	必	3
	介護実習Ⅱ	4	必	160	必	4
	介護特論Ⅰ	1	選	30	選	1
	介護特論Ⅱ	1	選	30	選	1
	介護特論Ⅲ	1	選	30	選	1
	介護実践Ⅰ	1	選	30	選	1
	介護実践Ⅱ	1	選	30	選	1
こころとからだのしくみ	認知症の理解	2	必	60	必	2
	こころとからだのしくみⅠ	1	必	30	必	1
	こころとからだのしくみⅡ	1	必	30	必	1
	こころとからだのしくみⅢ	1	必	30	必	1
	こころとからだのしくみ特論Ⅰ	1	選	30	選	1
年間必修科目時間数		34単位	—	1,050時間	—	30
年間選択科目時間数		7単位以上	—	210時間以上	—	—
年間授業時間数		34単位以上	—	1,050時間以上	—	30以上

必は必修科目、選は選択科目をあらわす。

教育課程及び授業時数

領域	課程名		教育社会福祉専門課程			
	学科名（学年）		介護福祉学科（2学年）			
	授業時数		年 間		週 間	
	科目名	単位数	必選の別	授業時数	必選の別	授業時数
人間と社会	レクリエーション基礎	1	必	30	必	1
	レクリエーション指導	2	必	40	必	1
	社会常識	1	必	30	必	1
	情報科学演習	1	必	30	必	1
	人間と社会の総合	1	必	30	必	1
	人間と社会特論Ⅱ	1	選	30	選	1
	福祉実務	1	選	30	選	1
介護	コミュニケーション技術Ⅱ	1	必	30	必	1
	福祉住環境Ⅰ	1	必	30	必	1
	家事介護	1	必	30	必	1
	日常生活介護Ⅲ	1	必	30	必	1
	日常生活介護Ⅴ	1	必	30	必	1
	利用者の状態・状況に応じた介護技術	1	必	30	必	1
	介護過程Ⅱ	2	必	60	必	2
	介護過程Ⅲ	2	必	60	必	2
	介護総合演習Ⅲ	2	必	40	必	1
	介護実習Ⅲ	4	必	176	必	4
	介護の総合	3	必	90	必	2
	介護特論Ⅳ	1	選	30	選	1
	福祉住環境Ⅱ	1	選	30	選	1
	介護実践Ⅲ	1	選	30	選	1
	介護実践Ⅳ	1	選	30	選	1
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	2	必	60	必	2
	障害の理解	2	必	60	必	2
	こころとからだのしくみⅣ	1	必	30	必	1
	こころとからだのしくみの総合	1	必	30	必	1
	こころとからだのしくみ特論Ⅱ	1	選	30	選	1
医療的ケア	医療的ケア	3	必	78	必	2
年間必修科目時間数		34単位	—	1,024時間	—	30
年間選択科目時間数		7単位以上	—	210時間以上	—	—
年間授業時間数		34単位以上	—	1,024時間以上	—	30以上

必は必修科目、選は選択科目をあらわす。

教育課程及び授業時数

科目名	課程名		教育社会福祉専門課程			
	学科名（学年）		こども保育学科（1学年）			
	授業時数		年間		週間	
	単位数	必選の別	授業時数	必選の別	授業時数	
教養科目	健康科学	1	必	15	必	1
	スポーツ（実技）	1	必	30	必	1
	英語コミュニケーションⅠ	2	選1	60	選1	1
	一般教養	2	選1	30	選1	1
	ビジネス教養	2	選1	30	選1	1
	情報リテラシーと処理技術	2	選1	60	選1	1
	憲法	2	選1	30	選1	1
保育の 関する本質・目的に 関する科目	保育原理	2	必	30	必	1
	保育原理Ⅱ	2	選2	30	選2	1
	子ども家庭福祉	2	必	30	必	1
	子ども家庭福祉Ⅱ	2	選2	30	選2	1
	社会福祉	2	必	30	必	1
	社会的養護Ⅰ	2	必	30	必	1
	保育者論	2	必	30	必	1
の保育の 理解に 関する科目	子どもの理解と援助	1	必	30	必	1
保育の 内容・方法に 関する科目	保育内容総論	1	必	30	必	1
	保育内容（健康）	1	必	30	必	1
	保育内容（人間関係）	1	必	30	必	1
	保育内容（環境）	1	必	30	必	1
	保育内容（言葉）	1	必	30	必	1
	保育内容（表現）	1	必	30	必	1
	子どもの健康と安全	1	必	30	必	1
	言語表現	1	必	30	必	1
	乳児保育Ⅰ	2	必	30	必	1
	造形表現Ⅰ	1	必	30	必	1
	音楽とリズム	1	必	30	必	1
	レクリエーション概論	2	選2	30	選2	1
	レクリエーション指導法	2	選3	60	選3	1
	児童レクリエーション概論	2	選2	30	選2	1
	こどもと音楽	1	選2	15	選2	1
	鍵盤奏法の基礎	2	選3	60	選3	1
実保育	保育実習Ⅰ①	2	必	80	必	2
	保育実習指導Ⅰ①	1	必	30	必	1
独自科目	コミュニケーション論	1	選4	30	選4	1
	コミュニケーション論Ⅱ	1	選4	30	選4	1
	キャリア教育Ⅰ	2	選4	30	選4	1
	キャリア教育Ⅱ	2	選4	30	選4	1
	キャリア教育Ⅲ	2	選4	30	選4	1
	保育インターンシップⅠ	1	選4	30	選4	1
	保育インターンシップⅡ	1	選4	30	選4	1
必須科目単位数及び授業時間数		28単位	—	665時間	—	23
選択必須科目単位数及び授業時間数		11単位以上	—	195時間以上	—	5以上
総単位数及び総授業時間数		39単位以上	—	860時間以上	—	28以上

必は必修科目、選は選択科目をあらわす。

選1は6単位以上を選択必須とする。

選2は3単位以上を選択必須とする。

選3は2単位以上を選択必須とする。

選4は任意選択とする。

教育課程及び授業時数

科目名	課程名		教育 社 会 福 祉 専 門 課 程			
	学科名（学年）		こ ども 保 育 学 科 （2 学 年）			
	授業時数		年 間		週 間	
	単位数	必選の別	授業時数	必選の別	授業時数	
関 質・目的に する 科目	教育原理	2	必	30	必	1
	子ども家庭支援論	2	必	30	必	1
保 育 の 対 象 の 理 解 に 関 する 科 目	子どもの食と栄養	2	必	60	必	2
	保育の心理学	2	必	30	必	1
	子ども家庭支援の心理学	2	必	30	必	1
	子どもの保健	2	必	30	必	1
	こども学概論	2	選 2	30	選 2	1
	子どもの理解と援助Ⅱ	1	選 2	30	選 2	1
保 育 の 内 容・方法に 関 する 科 目	保育の計画と評価	2	必	30	必	1
	乳児保育Ⅱ	1	必	30	必	1
	障害児保育	2	必	60	必	2
	社会的養護Ⅱ	1	必	30	必	1
	子育て支援	1	必	30	必	1
	保育方法論	2	選 1	60	選 1	2
	身体表現	1	必	30	必	1
	小児体育	1	選 2	30	選 2	1
	造形表現 2	2	選 1	60	選 1	2
	音楽表現 1	1	選 2	30	選 2	1
	鍵盤奏法の応用	2	選 1	60	選 1	2
保 育 実 習	保育実習Ⅰ②	2	必	80	必	2
	保育実習指導Ⅰ②	1	必	30	必	1
	保育実習Ⅱ	2	必	80	必	2
	保育実習指導Ⅱ	1	必	30	必	1
総 合 演 習	保育実践演習	2	必	60	必	2
独 自 科 目	卒業研究	1	選 3	30	選 3	1
	コミュニケーション論Ⅲ	1	選 3	30	選 3	1
	キャリア教育Ⅳ	2	選 3	30	選 3	1
	保育インターンシップⅢ	1	選 3	30	選 3	1
	保育インターンシップⅣ	1	選 3	30	選 3	1
必須科目単位数及び授業時間数		28単位	—	700時間	—	21
選択必須科目単位数及び授業時間数		5単位以上	—	150時間以上	—	6以上
総単位数及び総授業時間数		33単位以上	—	850時間以上	—	27以上

必は必修科目、選は選択科目をあらわす。

選 1 は 4 単位以上を選択必須とする。

選 2 は 1 単位以上を選択必須とする。

選 3 は任意選択とする。

教育課程及び授業時数

課程名 学科名（学年） 授業時数		教育 社 会 福 祉 専 門 課 程			
		保 育 専 攻 学 科 （1 学 年）			
		年 間		週 間	
科目名	単位数	必選の別	授業時数	必選の別	授業時数
一般教養Ⅰ	1	必	30	必	1
キャリアデザインⅠ	1		30		1
キャリアデザインⅡ	1		30		1
保育キャリアデザイン	1		30		1
パソコン演習	1		30		1
図画工作	1		30		1
音楽・リズム表現Ⅰ	1		30		1
ボランティア実践	2		60		2
卒業研究	1		30		1
実習事前指導	1		30		1
保育・幼稚園実習	2		60		2
小児援助技術Ⅰ	2		60		2
小児援助技術Ⅱ	2		60		2
医学と疾病	1		30		1
障害児（者）援助論	1		30		1
保育実践演習Ⅰ	2		60		1
保育実践演習Ⅱ	2		60		1
保育実践演習Ⅲ	1		30		1
児童レクリエーションⅠ	1	選 1	30	選 1	1
児童レクリエーションⅡ	1		30		1
保育現場実践演習Ⅰ	1		30		1
保育現場実践演習Ⅱ	1		30		1
発達心理学	1		30		1
養護内容	1		30		1
音楽・リズム表現Ⅱ	1		30		1
音楽・リズム表現Ⅲ	1		30		1
健康スポーツ実践Ⅰ	1		30		1
健康スポーツ実践Ⅱ	1		30		1
保育相談支援	1		30		1
表現と言葉	1		30		1
地域子育て支援	1		30		1
保護者と家庭支援	1		30		1
ビジネスマナー実践	1		30		1
必須科目単位数及び授業時間数	24単位	—	720時間	—	22
選択必須科目単位数及び授業時間数	7単位以上	—	210時間以上	—	7以上
総単位数及び総授業時間数	31単位以上	—	930時間以上	—	29以上

必は必修科目、選は選択科目をあらわす。

選1は7単位以上を選択必修とする。